NPO 法人 反 貧 困 ネットワーク広島

会報 NO. **45**

生活保護裁判 勝訴判決の ご報告

生活保護裁判を支援する会事務局長 弁護士 浅利陽子



勝訴判決に喜ぶ関係者

1 はじめに

10月2日に、広島生活保護裁判の判決言い渡しがありました。外国籍の I 名については訴えを却下するものでしたが、その他の 5I 名については、生活保護費を引き下げた処分の違法性を認める勝訴判決となりました。

2 広島生活保護裁判とは

この裁判は、平成 26 年 II 月 21 日に 63 名の原告が起こした裁判で、全国では 29 の地裁で約 1000 名の原告が裁判を起こしています。

裁判の争点をごく大雑把に説明すると、①低所得世帯との均衡を理由とする保護費の引き下げ(ゆがみ調整)と、②物価の下落により生活保護

世帯の実質的可処分所得が増加したことを根拠とした保護費の引き下げ(デフレ調整)が、違法となるかどうかという点です。



生活保護裁判を支援する会のアピール

3 判決の内容

裁判所は、①のゆがみ調整については違法性を認めませんでしたが、②のデフレ調整に関し、厚労省が独自に算定した-4.78%の物価下落率を生活保護費の削減にそのまま使用することは裁量権の濫用で違法となると判断しました。

4 雑感

結審後、広島判決までの間に、一連の裁判で初めて勝訴した大阪地裁の判決が高等裁判所で逆転敗訴となりましたが、広島の裁判所は大阪高裁判決を検討したうえでもなお原告の訴えを認めたと考えられます。

大阪高裁は、生活保護世帯の生活の苦しさについて、「国民の多くが感じた苦痛と同質のもの」としましたが、広島の裁判所は、「食費や水道光熱費等の生活必需品の購入費の負担が重くのしかかった状態で日々の生活をすることを余儀なくされており」「生活必需品以外の品目に対する支出をする余裕はほとんどない」としています。この素朴な感覚を裁判所に伝えられたことが広島の裁判の一番の成果だと感じています。原告の訴えが裁判所に届いたことにほかなりません。約10年間の活動が報われた思いでした。

ただ、喜んでばかりはいられません。これから控訴審が始まります。控訴審が終わった後には上告審が待っています。健康で文化的な最低限度の生活を守るために引き続き原告、支援者、弁護団で一丸となって取り組んでいきます。



数多くの支援者が勝訴判決に歓喜の声

罪に問われた人がやり直せる社会を目指して

社会福祉士 田中洋子

2023 年 9 月 12 日、広島弁護士会・広島県社会福祉士会・広島県精神保健福祉士協会の 3 団体は被疑者・被告人のための協働弁護活動の協定をしました。協働弁護活動とは、被疑者・被告人が裁判を受ける時、弁護人が弁護活動をするのに加えて、社会福祉士が本人の社会復帰のための更生支援計画を立て、矯正施設ではなく、社会に出て罪を償い社会復帰支援を受けることができるようにするための仕組みを構築することです。協定に至るために 10 年ほど前から議論を重ね、試行を重ねてきました。

私は、準備期間中から関わっていましたが、当時は検察庁社会福祉士として、検察庁に送致されてきた方の社会復帰支援をしており、今は反貧困スタッフとして同じような活動をしてきましたが立場は違っていました。

昨年検察庁を退職し、この協働弁護活動に本格的に参加することになりました。

事例を通し、活動の一端を ご紹介します。若干の脚色 をしていることをご了承く ださい。

まず、被告人Aさんの国選 弁護人B弁護士からAさん の更生支援計画立案の相談 が入りました。Aさんとそ の家族に面会。本人は罪に 対してしっかり反省をして おられました。



協定を結んだ3団体の代表者

同じ罪を数回繰り返し、今回は実刑の可能性もありました。依存症から来る犯行のようでしたが、本人にその自覚はありません。病院に行き、診断を得ること、依存症プログラムを受けることを提案しました。病院と依存症プログラムに同行したところ、本人は初めて自分の病気を自覚することができ、また、依存症プログラムに参加をすることで、初めて自分の悩みを話す場ができたようです。職場の理解もあり、仕事も続けることができようです。職場の理解もあり、仕事も続けることができました。職場のストレスや家族の介護の問題も抱えていました。私はこのような事情を更生支援計画にまとめ、裁判所に提出し、証人として本人の今後の生活に関して意見を述べました。その結果、執行猶予判決となりました。

裁判官が「社会福祉士による更生支援計画に則り・・」 と判決文で述べてくれたことに感激しました。本人は安心した表情で、支援する私たちもほっとしました。

うれしいことに、裁判が終わったら、これまで言っていたことを忘れる人も多い中で、本人は依存症プログラムにきちんと通所し、仕事も真面目に続けておられます。

誰でもやり直せる社会は、本人一人の努力では難しい ことです。専門職を巻き込んで、本人の生きづらさを支 える仕組みができたことは画期的なことで、社会福祉士 としてその一端に参加できたこともうれしいことです。

反貧困ネットワーク広島はこのような相談にも応じています。

カウンセリング再開のお知らせ

事務局 日下健二

産業カウンセラーの安徳剛さんが、突然の病気で入院となって約2か月となりました。急な出来事だったので私たちも面食らいましたし、多くの方から「再開の目途」について、問い合わせが寄せられています。先日、ご本人から近況をお聞きしましたのでお知らせします。

安徳さんは、7月25日から日赤病院に入院し、治療に専念してきました。その甲斐あって去る9月24日に無事退院しました。しかし、しばらくは自宅で療養することになります。その経過は今後その時々にご報告します。

この間、カウンセリングについては、皆さんから大変 好評でしたので、私たちとしては、切れることなく続け ていきたいと思っていました。すると、安田女子大学名 誉教授で臨床心理士の川瀬啓子さんから、協力してもよい旨の嬉しい申し出がありました。そこで、少しづつではありますが、10月からカウンセリングを再開しています。川瀬さんには女性の視点からの対応もしていただけるものと期待しています(必ず予約が必要です)。



相談者に寄り添った川瀬さんのカウンセリンク

反貧困ネットワークに勤めて、驚きの連続でした!!

居住支援法人担当 塩見結生

私が反貧困ネットワークの仕事に携わることになってか ら、早くも6か月が経ちました。始めは「どんな支援をす るんだろう?」「自分はどんな業務をするんだろう?」と、 右も左も分からない中で、事務所のスタッフや反貧困ネッ トワークに関わりのある人など、多くの方から、指導、アド バイスを受け、自分なりに業務の流れやイメージ、利用者へ の説明の仕方などを組み上げ、少しずつ仕事に慣れていく ことができました。

そして同時に、こんなにも多くの人が、「家がなくて困っ ている」、「家族と疎遠になり、住む場所がない」、そんな状 況にあることを実感しました。しかし、反貧困ネットワー クのシェルターを利用し、その後、新居に移り、新たな生活 のスタートを切った利用者の姿を見ると、非常にやりがい を感じます。どんなに生活に困っていても、今日 | 日をど う過ごせばよいかに頭を悩ませていたとしても、人生は何 度でもやり直しがきくし、助けてもらえる場所はあると、今 私は強く感じています。

その一方で、私がこの仕事をする上で大変だったことや 驚いたことがあります。シェルターを出る人の引越支援を する際、支援品として寄付された冷蔵庫や洗濯機などを提 供することになったのですが、引越先のアパートにはエレ



現状を聞くことから始まる相談対応 ひやひやしました。

ベーターがありま せんでした。他の スタッフと2人で 洗濯機を持ち、階段 を上る時には、落と さないように、自分 が転落しないよう になどと考えては、

私は初め、ここでの仕事内容に対して、生活に関する相 談を受けたら、さまざまな機関につないだり、そうした機関 と連携したりするとか、シェルターの運営をするなどのイ メージを持っていました。しかし、実際はそれだけではな く、引越の支援、寄付品の運搬など、力仕事も多くあること が分かりました。それを知って、私はとてもうれしいと感 じました。なぜなら、実際に自分の目で見て体を張り、引越 支援までをして利用者と直接関わることで、その生活を身 近に感じられるからです。支援者の視点だけではなく、利 用者がどんなことに困っているのか、自分の生活にどんな 理想を抱いているのかなどを知り、広い視野をもって今後 の活動に生かしていきたいと思っています。

さらに、私の入社と同時に居住支援活動がスタートしま した。居住支援といっても、もともと反貧困ネットワーク は新居を探す支援もしているのですが、法人認定を受けた ことで居住支援法人として活動するのが今年度からになり ます。居住支援の相談を受ける中で多かった内容は、保証 人がいないこと、過去に家賃滞納があること、保証会社と揉 めており審査が通るか心配していることなどでした。私た ちがいつも居住先探しを手伝ってもらっている不動産会社 は、まず本人にいくつか質問をして、どのあたりに住みたい か、どんな部屋が理想か、近くにスーパーが必要ではないか などの、新居への希望を聞く一方で、保証会社に審査を依頼 します。そしてその審査が通れば、物件を見学する流れと なりますが、そうした大半のケースは保証人なしで進めら れます。その後、私たちは必要となる家具什器購入の手続 きをし、引越を手伝う支援を行っています。

私たちの法人としての居住支援活動はまだ始まったばか りですが、精一杯の支援を行います。今後ともよろしくお 願いします。

広島県農協労連から寄付をいただきました!

今年 | 月7日、広島県農協労連の新年総会で、当 法人の活動について話をさせていただき、寄付の お願いもしました。それを受けて今回、たくさん のお米やもち麦ごはんパックのほか、ハト麦茶、 はっさくシャーベット、はっさくゼリー、ゆずぽん 酢を寄付いただきました。

シェルター利用中の方や、シェルターを卒業し た方を中心に配布させていただきます。

ありがとうございました



目録と支給品1セット



広島県農協労連から寄付の目録を受け取る

9月5日開催の

暮らしとこころの相談会

去る9月5日、広島弁護士会が主催して「暮らしとこころの総合相談会」が開かれました。

面談 14 名、電話 13 名の合計 27 名から相談が寄せられました。性別では、男性 14 名、女性 13 名。年代別では、20 代 1 名、30 代 2 名、40 代 3 名、50 代 3 名、60 代 5 名、70 代 6 名、80 代 4 名、不明 3 名でした。

相談内容としては、借金、労働、相続各4名、こころの相談3名、墓問題、賃貸借、生活苦各2名でした。具体的には、

- ・借金相談の背景に、離婚や精神障害によりB型作業所で就労する成人の子ども、あるいは精神不安定で就労できない子どもを抱える。
- ・同居する子どもが高校を卒業したことに伴い、転居指 導を受けているが、エアコン付きの住居を探すのが難 しい。



問い合わせに対応する相談員

今後の相談会の予定

・2023 年 12 月 5 日 (火) 10 時~ 16 時 暮らしとこころの総合相談会(反貧困ネットワーク主催) (面談・電話)

※会場 広島市役所 2 F 講堂

・2024 年3月19日(火)10時~16時 暮らしとこころの総合相談会(広島弁護士会主催) (面談・電話)

※会場 広島市役所2F講堂

 2024年6月4日(火) 10時~16時
暮らしとこころの総合相談会(反貧困ネットワーク主催) (面談・電話)

※会場 広島市役所2F講堂

- 墓じまいをしたい。
- ・派遣として従事しているが、体調不良で1日休んだら 雇い止めされ、更新されなかった。

などでした。

反貸団ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日から2023年9月30日まで(単位:世帯)

男性	女性	合計
9	19	28
173	73	246
301	67	368
373	98	471
300	65	365
209	43	252
105	32	137
16	10	26
16	27	43
1502	434	1936
	9 173 301 373 300 209 105 16	9 19 173 73 301 67 373 98 300 65 209 43 105 32 16 10 16 27

単身 1,792 夫婦 43 親子 97 その他 4

シェルター利用者数の推移

(単位:世帯)

	() III
利用者数	備考
166	コロナ前
157	コロナ禍
143	11
125	11
	166 157 143

●寄付のお願い

- ・米(玄米も可)、ラーメン、そうめんなど保存食品、 タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴、歯ブラ シ・カミソリなどのアメニティ
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。

シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ平日 10:00~17:00 電話 082-545-7709 または 電話 090-4890-1579 居住支援センターは 電話 082-545-7705 まで

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島

広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階 広島総合法律会計事務所内

電話: 082-227-8181 FAX: 082-227-1200 大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階 会費・寄付振込先

- 正会員(個人)年会費 2,000 円
- 正会員(団体)年会費5,000円
- ●賛助会員(個人)年会費 5,000円
- ●賛助会員(団体)年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島 郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

